・5.6GHz帯

直交周波数分割多重方式以外の場合　：fs＝20MHz又は40MHz

直交周波数分割多重方式であって占有周波数帯幅19.7MHz以下　：fs＝20MHz又は40MHz

直交周波数分割多重方式であって占有周波数帯幅19.7MHzを超え38MHz以下　：fs＝40MHz又は80MHz

直交周波数分割多重方式であって占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下：fs＝80MHz

(ｲ) 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(ｳ) 全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

(ｴ) 全データの電力総和を求め、これをP_Uとする。

(ｵ) 搬送波周波数及び２fsの和を中心周波数にして掃引し、終了後、(ｲ)から(ｴ)までを行う。

エ　下側隣接チャネル漏えい電力（P_L）の測定

(ｱ) 搬送波周波数からfsを減じた値を中心周波数にして掃引する。

(ｲ) 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(ｳ) 全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

(ｴ) 全データの電力総和を求め、これをP_Lとする。

(ｵ) 搬送波周波数から２fsを減じた値を中心周波数にして掃引し、終了後、(ｲ)から(ｴ)までを行う。

オ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定するほか、空中線端子を結合器で結合させて測定する。

⑵　帯域外漏えい電力の測定

ア　スペクトル分析器を２⑵のように設定する。

イ　各掃引周波数幅について掃引し、それぞれの帯域での電力の最大値を求める。探索された電力の最大値を次式のP_Aとし、その値が設備規則に規定する許容値を満足する場合は、ウの測定は行わず、等価等方輻射電力P_{OA}（dBm／MHz）を求め、測定値とする。

$P_{OA}＝P_A＋G_T－L_F$

P_A：スペクトル分析器による帯域外漏えい電力測定値（dBm／MHz）

G_T：帯域外漏えい電力周波数における空中線の絶対利得（dBi）

L_F：帯域外漏えい電力周波数における給電線等の損失（dB）

ウ　イにおいて探索された電力の最大値が設備規則に規定する許容値を超えた場合は、最大値が得られた周波数でスペクトル分析器を２⑶のように設定し、平均値を求めて次式のP_Aとし、等価等方輻射電力P_{OA}（dBm／MHz）を求め、測定値とする。

$P_{OA}＝P_A＋G_T－L_F$

P_A：スペクトル分析器による帯域外漏えい電力測定値（dBm／MHz）

G_T：帯域外漏えい電力周波数における空中線の絶対利得（dBi）

L_F：帯域外漏えい電力周波数における給電線等の損失（dB）

エ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定するほか、空中線端子を結合器で結合させて測定する。この場合において、空中線の絶対利得は、それぞれの空中線の値を用いる。

５　試験結果の記載方法

⑴　隣接チャネル漏えい電力については、次式により計算し、dBで記載する。

ア　上側隣接チャネル漏えい電力比　10log（$P_U／P_C$）

イ　下側隣接チャネル漏えい電力比　10log（$P_L／P_C$）

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の空中線電力に⑴で求めた比を乗じて隣接チャネル漏えい電力の絶対値を求め、真数で加算して総和を求める。

⑶　複数の空中線端子の総和の空中線電力をP_C、上側隣接チャネル漏えい電力の総和をP_U、下側隣接チャネル漏えい電力の総和をP_Lとし、⑴ア及びイの式により計算しdBで記載する。

⑷　隣接チャネル漏えい電力の測定において、複数の空中線を結合して測定した値は、⑴と同様に記載する。

⑸　帯域外漏えい電力は、設備規則に規定する各帯域における最大電力を等価等方輻射電力に換算してμW／MHz単位で記載する。この場合において、空中線の絶対利得は、工事設計書に記載された値を用いる。

⑹　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値を真数で加算して総和を記載する。

⑺　帯域外漏えい電力の測定において、複数の空中線を結合して測定した値は、⑸と同様に記載する。

６　その他

⑴　４⑴において、スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合は、搬送波と隣接チャネル漏えい電力の相対測定において基準レベルを変更して測定することができる。

⑵　帯域外漏えい電力を搬送波の近傍で測定する場合であって、搬送波電力が帯域外漏えい電力の測定値に影響を与える可能性があるときは、スペクトル分析器の分解能帯域幅を搬送波電力が帯域外漏えい電力の測定値に影響を与えなくなる程度まで狭め、１MHzごとの電力総和を計算する。

⑶　帯域外漏えい電力の設備規則に規定する許容値が周波数に応じて変化する帯域では、各周波数ごとの測定値（等価等方輻射電力に換算した値をいう。）が設備規則に規定する許容値を満たさなければならない。

⑷　２⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

⑸　⑷において、帯域外漏えい電力のバースト時間率（注）を許容値を超えた周波数において求めた場合は、２⑶において掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期

⑹　５⑹において、各周波数ごとにおける総和を記載する場合は、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線の数（注）で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線端子において許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線の数を乗じた値を記載することができる。

注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものを含まない。

⑺　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

⑻　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定する。この場合において、各空中線の間の結合量減衰量は12dBを標準とするが、運用状態の空中線配置における結合減衰量が書面により提出された場合は、提出された値を用いる。

八　副次的に発する電波等の限度（アンテナ端子付き）

１　測定系統図